

## 題名「令和5年台風第13号災害義援金について」

令和5年台風第13号災害について、下記により義援金の受付業務を行います。皆さまの温かいご支援をお願い致します。

1. 義援金名 「令和5年台風第13号災害義援金」
2. 受付期間 令和5年9月13日（水）～令和5年12月31日（日）
3. 受付 義援金に限ります。  
※義援金に対する日本赤十字社の表彰制度はありません。

### 4. 受付方法

- (1) 日本赤十字社弘前市地区（事務局 弘前市社会福祉協議会内）への持ち込み
- (2) 地方銀行口座

#### ア 日赤青森県支部

金融機関	支店名	口座番号	振込手数料
青森銀行	新町支店	普 16000	窓口振込は無料 (ATM振込は有料)
みちのく銀行	青森支店	普 4200888	窓口振込は無料 (ATM振込は有料)

※口座名義はいずれも「日本赤十字社青森県支部 支部長 宮下 宗一郎」

※上記各銀行、本店、支店には専用振込用紙を設置しておりますのでご利用ください。

※他の義援金と区別するため必ず義援金名欄に「令和5年台風第13号災害義援金」と明記してください。

※ATMから振込の場合は、氏名の後に義援金名を入力してください。  
(ATMから振込の場合は、手数料がかかります。)

イ 日赤茨城県支部

金融機関	支店名	口座番号	振込手数料
常陽銀行	本店営業部	普 3873830	金融機関によっては有料
筑波銀行	県庁支店	普 1210805	
茨城県信用組合	県庁前支店	普 7564122	

※口座名義は「日本赤十字社茨城県支部 支部長 <sup>てらかど</sup>寺門 <sup>かずよし</sup>一義」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行をご希望の場合は、下記内容を日赤茨城県支部にご連絡願います。

(住所、氏名 受領証の宛名、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

〒310-0914 茨城県水戸市小吹町 2551

日本赤十字社茨城県支部 組織振興課 TEL : 029-284-1380 FAX : 029-241-4714

ウ 日赤福島県支部

金融機関	支店名	口座番号	振込手数料
東邦銀行	南福島支店	普 612625	金融機関によっては有料

※口座名義は「日本赤十字社福島県支部 支部長 <sup>うちぼり</sup>内堀 <sup>まさお</sup>雅雄」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行をご希望の場合は、下記内容を日赤福島県支部にご連絡願います。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

〒960-1197 福島県福島市永井川字北原田 17

日本赤十字社福島県支部 組織振興課 電話 : 024-545-7998 FAX : 024-545-7924

エ 日赤千葉県支部

金融機関	支店名	口座番号	振込手数料
千葉銀行	本店営業部	普 4195393	金融機関によっては有料

※口座名義「日本赤十字社千葉県支部 支部長 <sup>くまがい</sup>熊谷 <sup>としひと</sup>俊人」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行をご希望する場合は、下記内容を日赤千葉県支部にご連絡ください。

(住所、氏名 受領証の宛名、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

〒260-8509 千葉県千葉市中央区千葉港 5-7

日本赤十字社千葉県支部 総務部 振興課 TEL : 043-241-7531 FAX : 043-248-6812

### (3) 都市銀行口座

#### ア メガバンク口座

三井住友銀行	すずらん支店	普 2787496	金融機関によっては有料
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	普 2105491	
みずほ銀行	クヌギ支店	普 0620650	

※口座名義「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行をご希望の方は、下記内容を日本赤十字社本社パートナーシップ推進部にご連絡願います。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関及び支店名)

日赤本社パートナーシップ推進部 電話 ; 03-4363-2056

#### イ 郵便振替

ゆうちょ銀行	00120—2—293735	窓口のみ無料
--------	----------------	--------

※口座加入者名 日赤令和5年台風第13号災害義援金

※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載して下さい。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

### 5. その他

寄せられた義援金の全額は、被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分されます。